

訴 状

2020（令和2）年12月10日

札幌地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐 藤 哲 之

弁護士 佐 藤 博 文

弁護士 小 野 寺 信 勝

弁護士 市 川 大 輔

弁護士 今 橋 直

弁護士 齋 藤 耕

弁護士 竹 信 航 介

弁護士 成 田 悠 葵

弁護士 渡 辺 達 生

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

省略

個人情報不開示処分取消請求事件

訴訟物の価格 金160万0000円

貼用印紙額 金1万3000円

予納送達費用 金4,000円

請求の趣旨

- 1 被告が、原告に対し、令和2年11月13日付けで行った別紙1「1」に対する個人情報不開示処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第1 原告の個人情報開示請求と被告の不開示決定処分

- 1 原告は、2020（令和2）年9月18日、被告に対して、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）第13条第1項の規定に基づき、別紙1に記載した5項目の開示請求を行い、同日に受付された（甲1）。
- 2 しかるに、被告は、同年11月13日付け個人情報不開示決定通知書をもって、別紙1の5項目のうち、「1」について、下記の理由で不開示処分とした（甲2。以下「本件不開示決定」という。なお、「5」は同年12月15日までに開示決定予定である）。

記

(開示請求1について) 個人情報の存否を答えることは、法第14条第2号の開示請求者以外の個人に関する情報を明らかにすることになることから法第17条に該当し、不開(存否応答拒否)と決定しました。

第2 本件処分の違法性について

被告が挙げる不開示事由は、本件請求文書には当てはまらない。その理由は以下の通りである。なお、関係条文を別紙2で添付した。

1 法第14条2号の事由(個人識別情報)の非該当性

- (1) 個人情報を保護する目的は、法人における個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護することにある。かかる「個人の権利利益」には、開示請求者が自らに関わる情報の存否や内容を知ることにより、訂正、削除を求めたり、自己の権利行使のために利用することなどが含まれる。

これに対して、法が法人文書に記載されている個人識別情報を非開示としたのは、他方で、開示請求者以外のプライバシーをはじめとする権利利益を保護する必要があるからである。

- (2) しかし、法は、開示請求者以外の個人識別情報の不開示が行き過ぎないように(「情報非開示法」になる)、「氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」として、不開示部分を必要最小限度に止めるよう命じている(第15条)。

被告が挙げる不開示事由は法第14条2号のみであり、法第15条

による部分開示まで検討したことが示されておらず、不開示理由として失当である。

2 法第17条（保有個人情報の存否に関する情報）の非該当性

- (1) 原告の本件開示請求は、事実の存否を確認することが第一であり、文書の開示は、事実が存在して初めて問題になる。

すなわち、原告は、ハラスメント防止規定に基づくものとして

- ① 相談室において相談受付や事実調査を行なったことがあるか否か
- ② 対策室において相談室からの要請に基づいて事実の調査やハラスメントの認定を行なったことがあるか否か

についての情報開示を求めたものであり、開示請求者である原告以外の特定期間の識別やその権利利益が問題になることはない。

実際に、被告は、原告が開示請求した別紙1の他の項目のうち、2の公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する規程に基づく通報の存否、3の研究活動上の不正行為に関する規程に基づく告発の存否、4の書面監査ないし実地監査あるいは適宜の方法による監査対象の存否については、個人情報はなく、不存在という決定を下している。

そうであれば、ハラスメントについても、ないのであれば不存在による不開示の決定をし、あるのであれば、前記1のとおり全部又は一部について不開示の決定をすればよいことである。

- (2) 法第17条は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の第17条と同じであり、同法の適用に係る「法務省本省における行政機関個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準」によれば、次のように解説されている。

ア 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係

る保有個人情報を実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいうとされ、例示されているのは、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵情報に関する情報について、本人から開示請求があった場合である。

本件開示請求が、上記に該当するとは到底考えられない。

イ 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」については、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要である。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示するとされている。

被告が摘示した不開示決定の理由が、上記の説明になっていないことは明らかである。

第3 本訴訟提起の事情

1 原告は、2017年4月から被告の総長の職にあったが、2019年6月21日、被告の総長選考会議において総長解任申出が決議され、同年7月10日に文部科学大臣に解任の申し出がなされた。

これに対して、文部科学大臣は、2020年6月26日、同30日付けで原告を解任した。

2 ところが、原告に対する解任理由が変遷している。すなわち、総長選考会議の解任申出の決議では、30件の非違行為を認定したが、「総長

として適切と言える行動であったか」について判断したとされた。

一方、解任した文部科学大臣は、28件を認定し、その内容は、ハラスメント18件、信用失墜行為2件、大学代表者及び研究者としての問題行為3件、その他資質を疑われる行為5件とした。

- 3 このように、事実の認定及び評価が、学長選考会議と文科省との間で違っている。当然、学長選考会議にはパワーハラ等と認定しなかった理由があり、文科省には被告の認定を覆した理由がある。

また、総長も大学構成員であるから、もしハラスメントがあれば、大学の規定に基づいて、相談、認定、措置等がされるべきであるが、同手続によったということは全く認定されていない。

- 4 他方で、2019年7月、被告が文部科学大臣に原告の総長解任を申し出たとき、マスコミにより、学長選考会議が原告による北大職員へのパワーハラスメントを認定し、文部科学大臣に解任を申し出たという報道がなされた。これは、明らかに事実と異なる内容だが、被告は、マスコミに訂正を申し入れることも、コメントを出すこともなかった。

- 5 以上の経緯より、原告の総長在任中に、国立大学法北海道大学ハラスメント防止規程第8条が定める相談室における相談受付や事実調査があったか否か、第6条が定める対策室における事実調査やハラスメント認定があったか否か、あった場合にはその内容について可能な限り知りたいと考えるのは当然であり、それを知ることは、原告の解任処分の当否や社会的な名誉に係わる基本的な問題である。

よって、本訴訟を提起するに至ったものである。

第4 出訴期間（6か月）

2020（令和2）年11月13日付けの本件不開示決定通知書（甲2）が、同月14日に、原告に到達した。

第5 結論

以上より、請求の趣旨記載のとおり判決を求めらるるものである。

立 証 方 法

1 書証

- (1) 甲第1号証 行政文書開示請求書 (原告)
- (2) 甲第2号証 行政文書開示決定通知書 (被告)

2 その他

必要に応じて提出する。

添 付 書 類

1 訴訟委任状	1 通
1 資格証明	1 通
1 訴状副本	1 通
1 甲第1、2号証写し	各1通

開示を請求する保有個人情報

北海道大学総長在職中の名和豊春に関わる以下の情報の一切。

- 1 平成29年4月から平成31年3月まで、相談室（国立大学法北海道大学ハラスメント防止規定第8条）において相談受付や事実調査を行なったことがあるか否か、対策室（同規定第6条）において相談室からの要請に基づいて事実の調査やハラスメントの認定を行なったことがあるか否か、以上についてある場合にはその内容を記録した文書。
- 2 平成29年4月から平成31年3月まで、国立大学法北海道大学における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する規程に基づいて、被通報者とされた通報かあるか否か。ある場合にはその内容を記録した文書。
- 3 平成29年4月から平成31年3月まで、国立大学法北海道大学における研究活動上の不正行為に関する規程に基づいて、不正行為が行なわれたとして告発窓口に告発されたことがあるか否か。ある場合にはその内容を記録した文書。
- 4 平成29年4月から平成31年3月までの国立大学法北海道大学の監査において、不正行為及び法令等に違反する事実がある、あるいはその疑いがあるとして、書面監査ないし実地監査あるいは適宜の方法によって監査したことがあるか否か。ある場合にはその内容を記録した文書。
- 5 総長選考会議が設置した調査委員会が、名和豊春の非違行為に係わって

収集・作成した、別紙一覧表に示す調査報告書添付書類。(別紙は省略)